

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第35号

四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則
四日市市基準該当通所支援事業者の登録等に関する規則（平成24年四日市市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第6条関係）	
基準該当放課後等デイサービスにおいて実施される送迎	片道 54単位
備考（略）	

改正前	
別表（第6条関係）	
<u>授業の終了後に実施する基準該当放課後等デイサービスⅡ2</u>	<u>1日あたり 119単位</u>
<u>授業の終了後に実施する基準該当放課後等デイサービスⅡ3</u>	<u>1日あたり 200単位</u>
<u>休業日に実施する基準該当放課後等デイサービスⅡ2</u>	<u>1日あたり 165単位</u>
<u>休業日に実施する基準該当放課後等デイサービスⅡ3</u>	<u>1日あたり 253単位</u>
基準該当放課後等デイサービスにおいて実施される送迎	片道 54単位
備考（略）	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（こども未来部こども発達支援課）